

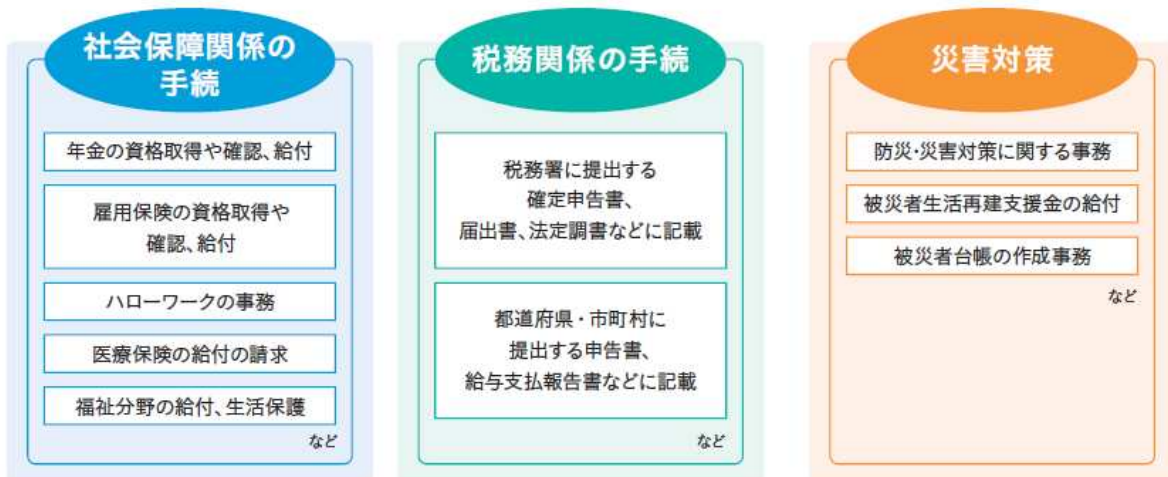
# 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）の概要

## 条例制定の趣旨

### 社会保障・税番号制度の導入

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）」が公布され、社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）の導入が決定されました。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。



※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することが可能です。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。

これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、様々なメリットをもたらします。

### 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



### 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



### 行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



本制度は下記のスケジュールにしたがって、全国的に準備が進められています。

#### マイナンバー制度実施の流れ



本市においても、上記スケジュールに合わせて、マイナンバー制度の導入の準備を進めています。

### 条例制定の必要性

番号法は、地方公共団体が定める条例に委任しています。

#### 1 利用範囲(番号法第9条第2項)

「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。」

#### 2 特定個人情報の提供の制限(番号法第19条第9号)

「地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。」

本市では、現在も法令等や本人同意に基づいて庁内における情報の連携を行っておりますが、個人番号を利用する事務においては、条例を制定しなければ、これまで可能であった庁内における情報の連携ができなくなってしまう。

このことから、これまで実施している庁内における情報の連携を継続させ、市民サービスを低下させないため、「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定しようとするものです。

# 個人番号の利用・提供のイメージ

